

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6
 (歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む)
 に掲げる手術に係る施設基準

区分1に分類される手術		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	3件
イ	黄斑下手術等	0件
ウ	鼓室形成手術等	0件
エ	肺悪性腫瘍手術等	2件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0件

区分2に分類される手術		手術の件数
ア	靭帯断裂形成手術等	0件
イ	水頭症手術等	6件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
エ	尿道形成手術等	0件
オ	角膜移植術	0件
カ	肝切除術等	4件
キ	子宮付属器悪性腫瘍手術等	1件

区分3に分類される手術		手術の件数
ア	上顎骨形成術等	2件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	1件
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0件
エ	母指化手術等	0件
オ	内反足手術等	1件
カ	食道切除再建術等	0件
キ	同種死体腎移植術等	0件

区分4に分類される手術 135件

その他の区分に分類される手術		手術の件数
人工関節置換術		19件
乳児外科施設基準対象手術		0件
ペースメーカー移植術及び ペースメーカー交換術		8件
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び 体外循環を要する手術		0件
経皮的冠動脈形成術		
	急性心筋梗塞に対するもの	1件
	不安定狭心症に対するもの	5件
	その他のもの	3件
経皮的冠動脈粥腫切除術		0件
経皮的冠動脈ステント留置術		
	急性心筋梗塞に対するもの	9件
	不安定狭心症に対するもの	11件
	その他のもの	8件

令和6年1月1日～令和6年12月31日